



第六回福生市議会

臨時

時

会会議録(第十五号)

昭和五十年十一月十二日福生市議会議場に第六回福生市議会臨時会が招集された。
出席議員はつぎのとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松山 清 君
三番	原田生也 君	四番	村野武男 君
五番	森田治男 君	六番	村尾栄次 君
七番	鈴木藤次郎 君	八番	山崎良之助 君
九番	竹田政勝 君	十番	指田保雄 君
十一番	宇佐美良時 君	十二番	貫井喜代次 君
十三番	川窪清一 君	十四番	田村市郎 君
十五番	小林菊三 君	十六番	小堺仁七 君
十七番	関 米吉 君	十八番	君

十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	高波忠	君	二十二番	末次性男	君
二十三番	岩田博	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

十八番 東田正治君

一 欠員はつぎのとおりである。

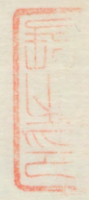
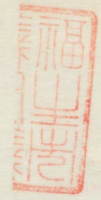
なし

一 議会事務局職員はつぎのとおりである。

議事	古谷徳男	君	議事	市川昭利	君	主事補	尾野幸恵	君
務局長			係長					

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	教育長	町田倍二	君
秘書職	高水求	君	庶務		君
員課長			課長		君
企画財	上野重勝	君	環境保		君
政課長			全課長		君
経済		君	福祉事		君
課長			務所長		君
建設		君	都市計		君
課長			画課長		君



一 本日の議事日程はつぎのとおりである。

市 民 課 長
下 水 道 課 長
水 道 課 長
教 育 員 課 長
教 育 員 課 長
教 育 員 課 長

内 田 和 雄

君 君 君 君 君

税 務 課 長
用 地 課 長
會 計 課 長
教 育 員 課 長
教 育 員 課 長
選 學 委 員 長
理 學 委 員 長
會 務 員 長
局 務 員 長
監 査 員 長
局 務 員 長

君 君 君 君 君

日程第一 會議錄署名議員の指名
日程第二 会期の決定
日程第三 議案第百二十四号 仮称A地区学習等供用施設建築工事請負契約



午前十時 開会・開議

議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十年第六回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

議長(貫井喜代次君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長に

おいて

十七番 関 米吉君

十九番 大野行夫君

二十番 宮沢良一君

以上三名を指名いたします。

議長(貫井喜代次君)

この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般

の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一 昭和五十年第六回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二 議案の送付について(別添参照)

三 議案説明員の出席要求について(別添参照)

四 昭和五十年九月分例月出納検査の結果について(別添参照)

議長(貢井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

議長(貢井喜代次君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君登壇)

議会運営委員長(岩田 博君) 御指名でございますので、報告いたします。

十一月八日午前九時から議会運営委員会を開催し、本日の臨時会の議事運営等について協議いたしました。

今次臨時会の案件は市長から提出された、加美地区に建設される学習等供用施設建築工事請負契約の同意案件一件であり、議会運営委員会としましては、

工事の早期着工に資する等も考慮に入れ、即決にするよう全員の意見の一致を見ため、会期については本日一日限りとすることに決定いたしました。日程の順序につ

きましてはすでにお手元に御配付のとおりでございます。なお理事者側から全員協

議会の申し出がありましたので、会議終了後に行うことを議会運営委員会としては了承しておりますのでお含みおき願います。

以上簡単でございますが、本日の会議が円滑に運営されることをお願いいたしまして報告いたします。

議長(貢井喜代次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり十一月十二日の一日限りと決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貢井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって会期は一日限りと決

定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案第百二十四号 仮称A地区学習等供用施設
建築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第百二十四号
仮称A地区学習等供用施設建築工事請負契約につき、提案理由並びにその内容
について御説明を申し上げます。

本案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二
条の規定に基づきまして、仮称A地区学習等供用施設建築工事について議会の議
決を経ようとするものでございます。

この建物は福生市大字福生一千二百八十番地に、敷地一千五百二十平方メートル、建物
の規模が延べ坪五百六十一・三三二平方メートル、一階が四百一十一平方メートルで、この一階に
は図書室百七十六平方メートル、学童保育室八十平方メートル、ロビー五十平方メー

トル、二階には会議室五十平方メートル、休養室四十二平方メートルその他あわせま
して百四十九平方メートル、一、二階あわせまして五百六十一・三三二平方メートルの建物を建
築しようとするものでございます。

この建築工事につきまして別紙添付の入札結果を示す調書のとおり入札をいたし
ましたところ、五千四百七十万円をもって株式会社浅沼組東京支店が落札をした次第
でございます。なお建築工事は五千四百七十万円でございますが、このほかに給配水工事四
百二十万円、電気設備工事九百三十万円、除湿温度工事一千七十五万円等が別途に契
約されております。合計いたしました七千八百九十五万円の事業費となる次第でござ
います。

なお、先般の契約同意の議決の際に、分離発注につきまして一億円程度という
ようなあいまいな答弁を申し上げましたけれども、この際見解を明確にいたしたいと思
います。その後内部で指名委員会等で検討いたしました結果、建築工事につきま
しては五千万円以上ということが適当であろうという見解統一をいたしております。
なお、これにつきましては議会の議決権の範囲を侵さないということ、それから建築工
事等につきましては規模、内容等から五千万円程度が適当であろうということで、そ

のように内部で決めさせていただいております。

御報告を申し上げ、御了承をいただきます。

以上簡単でございますが、議案説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君)

七千八百九十五万円の財源内訳を教えてください。

○企画財政課長(上野重勝君)

建築事業費につきましては七千八百九十五万円で

ございますが、そのほかに設計費、常駐管理費、事務費等あわせて事業費の総額が八千二百五十一万三千円になっております。これに對しまして国の補助金が四千五百九十万円、起債が二千七百五十万円、一般財源九百一十一万三千円と予定をいたしております。

○二番(松山 清君)

この際関連でお伺いしたい。

この学習等供用施設の場合、図書館かなり大きな部分を占めるわけですから、そういう点で現時点でこのA地区にできる図書館の位置づけというのはどのようにされるのか。それから現在ある体育館の中にある図書館との関連でも現時点での考えについて

お聞きしたい。と申しますのは、都のプロジェクトチームのレポートをもとにして福生の図書館の問題というのは進めているんだということが、議会の中で答弁されてきたわけでございますので、現時点での考えについてお聞きしたいのである。

○教育長(町田倍二君)

お答えいたします。

A地区の学習等供用施設の中にできます図書館の位置づけでございますが、現在本館につきましては御承知のとおり福祉社会館の中にございます。予定でございますが、

加美地区にできます図書館は一応分館という形になると思います。現在体育館に

ある図書館の分室でございますが、これはまだ最終的な詰めはしておりませんが、大体市民の存続の要望も強いし、といってあれをあのままそっくり残すということはなかなか経費的にも大変でございますので、図書の格は落ちますが、一週間に何日か日を定めまして、本館あるいは分館から配付予定したかどうかということ、現在検討を進めている段階でございます。

○十七番(関 米吉君)

先ほどの分離発注の給配水、電気、除湿の工事の発注先をお伺いしたい。

○企画財政課長(上野重勝君)

給配水工事については株式会社森田工業所、電気設

△備工事につきましては宮崎電気商会、除湿温度工事につきましては八重州工業株式
会社がそれぞれ落札をいたしております。

○二番(松山 清君) 地区館の位置づけでやるということですが、いろいろの機会に要望して
きたが、内容としてはプロジェクトチームで出されていままで議会の答弁の中で出されてき
たその規模とか職員配置とかそういうものに一応見合ったものというふうに考えてよろし
いですか。レポートとして都が出しているそういうものの内容、規模等から下回らないとい
うに理解してよろしいかどうかということを確認しておきたいと思ひます。

○教育長(町田倍三君) 先ほど申し上げましたとおり現在まだ詰め段階中であ
りますが、大体それらに近い線で考えていきたいと思ひております。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○八番(山崎良之助君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十四号については、委員会付託及び討
論を省略し原案のとおり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま山崎良之助君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討
論を省略し原案のとおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決す
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第百二十四号は原案

どおり同意いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十年第六回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午前十時十五分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議員

議長 貫井喜代次
議員 山崎良之助

議員	議員	議員
多	大	関
次	野	
次	行	米
一	大	吉

— 10 —

福庶癸第二千四百七十二号

昭和五十年十一月五日

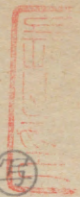
福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

貫井喜代次殿

昭和五十年第六回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十年十一月五日付け、福生市告示第二十七号（別紙参照）をもつて、昭和五十年第六回福生市議会臨時会を招集したので通知します。



福生市告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十年第六回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十年十一月五日

福生市長 石川 常太郎 印

一期 日 昭和五十年十一月十二日

二 場 所 福生市議会議場

三 付 議 事 件

(1) 仮称A地区学習等供用施設建築工事請負契約